

一般社団法人 栗東生活支援協議会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人栗東生活支援協議会という。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を滋賀県栗東市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、社会福祉法人栗東市社会福祉協議会と協調して栗東市において生活に課題を抱える家庭を対象に、子ども食堂の運営等子どもの居場所づくり事業等を実施する事業者を支援するとともに、緊急に対応を必要とする方への食糧等の配布及び資金の貸し付けを行い、もって、市民福祉の向上と次代を担う青少年の健全育成を目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子ども食堂、フリースペース活動及び子どもの居場所事業等への支援
- (2) 生活困窮家庭への主としての食料品、衛生用品等の配布
- (3) 緊急つなぎ資金の貸し付け
- (4) 就労体験・就労支援の調整
- (5) ボランティア及びサポーターの派遣の調整
- (6) ヤングケアラーやひきこもりの方、その家族への支援
- (7) その他市民生活の安定、向上に寄与する事業への支援

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第 2 章 会 員

(種 別)

第 6 条 当法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第 7 条 会員となるには、当法人の所定の様式による申し込みを行い、理事長の承認を得るものとする。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 社員全ての同意があったとき

(退 会)

第 9 条 会員は所定の退会届を提出して、いつでも退会することができる。ただし、1 カ月前に当法人に対し予告するものとする。

(除 名)

第 10 条 当法人の会員が当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

(社員名簿)

第 11 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 総 会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、すべての正会員をもって構成する。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開催日の1週間まえまでに行わなければならない。
3 書面又は電磁的方法による投票を認める場合は、開催日の2週間前までに書面により通知を発するものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会での決議は法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の過半数をもってこれを行う。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は理事長が行う。理事長に事故あるときは、副理事長がその任に当たる。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に据え置くものとする。

2 理事長及び会議において選任された2名の議事録署名人は、議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役 員 等

(役員の設置等)

第17条 当法人に次の役員を置く。

理 事 3名以上

監 事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事を理事長とし、理事のうち1名を副理事長とする。

(選任等)

- 第18条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務権限)

- 第19条 理事長は当法人を代表し、専らその業務を執行する。
2 副理事長は理事長を補佐する。
3 理事長は毎事業年度ごとに、4ヶ月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第20条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事はいつでも理事及び従業者に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3 任期の途中で退任した場合、後任の理事等の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4 理事等は、辞任又は任期満了後において、定数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

- 第22条 理事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(報酬等)

- 第23条 理事等の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬」という。）は、総会の決議をもって定める。

(顧問の設置)

第24条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議により選任し、理事長の諮問事項等に対する助言・指導を行う。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
(3) 当法人がその理事との債務を保証すること、その他理事以外の者との間に
おける当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第26条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の業務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務執行の監督
(3) 理事長、副理事長の選定及び解任

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故ある時は、副理事長が招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事長及び会議で選任された2名の議事録署名人は、議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第32条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及びその他の必要な事項について、清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定期総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、「一般法人法」施行規則48条に定める要件に該当しない場合には、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。
- (1) 監査報告

（剩余金の分配の禁止）

第36条 当法人は、剩余金を分配することはできない。

（剩余財産の帰属）

第37条 当法人が清算する場合において有する残余遺産は、社員総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は類似の事業を目的とする一般社団法人・一般財団法人に贈与する。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第38条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の2以上の議決権をもって変更することができる。

（解 散）

第39条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 社員の欠乏
- (4) 合併（当該一般社団法人が消滅する場合に限る。）
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 一般法人法第261条第1項又は268条の規定による解散を命ずる裁判

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次にとおりである。

滋賀県

設立時社員 竹脇 義成

滋賀県

設立時社員 森 泰伸

滋賀県

設立時社員 内山 峻吾

滋賀県

設立時社員 伊丹 正治

滋賀県

設立時社員 三浦 滋

(設立時の役員)

第42条 当法人の設立時理事、設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 竹脇 義成

設立時理事 田口 信雄

設立時理事 森 泰伸

設立時理事 内山 峻吾

設立時理事 伊丹 正治

設立時理事 三浦 滋

設立時理事 枇木 徳壽

設立時理事 富永 健二郎

設立時監事 作田 晃

(設立時の代表理事)

第43条 当法人の設立時の代表理事は、次のとおりとする。

滋賀県

設立時代表理事 竹脇 義成

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めない事項は、全て一般法人法及びその他の法令の定めるところによる。

令和 5 年 4 月 3 日

本書は、一般社団法人栗東生活支援協議会の現行定款に相違ない。

滋賀県栗東市安養寺190番地

一般社団法人 栗東生活支援協議会

代表理事 竹脇義成

